

第6期地域福祉実践計画



**「あなたとつながり
安心できる生活のお手伝い！」**

令和3年度～令和7年度

社会福祉法人 中標津町社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の「もくてき」	2
第2章 計画の「ないよう」	4
第3章 計画が「できるまで」	10
資料編	12



第 1 章

計画の「もくてき」

社会福祉協議会とは

「市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより**地域福祉の推進を図ることを目的とする団体**であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し～」と社会福祉法第 109 条に規定されており、以下の事業を行うものとされています。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

中標津町社会福祉協議会では、この規定を基礎として定款に以下の 15 の事業を記載し、各事業に取り組んでいます。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 訪問入浴介護事業
- (8) 居宅介護支援事業
- (9) 中標津町介護予防・地域支援事業
- (10) 障害福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護・同行援護）
- (11) 成年後見制度に関する事業
- (12) 福祉サービス利用援助事業
- (13) 中標津町成年後見支援センター事業
- (14) 心配ごと相談事業
- (15) その他この法人の目的達成のため必要な事業

地域福祉とは

社会福祉法第4条には「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」と地域共生社会の実現に向けた**地域福祉の理念**に加え、第2項で「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない」、さらに第3項で「地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする」と**地域福祉の方策**について明記されました。

また、全国社会福祉協議会では「地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方」と示されており、私たちが暮らす中標津町においても同様に地域住民、専門職、様々な団体が一緒になって中標津町を暮らしやすい町、暮らしたい町にしていきたいと考えています。

地域福祉実践計画とは

地域福祉実践計画とは、社会福祉協議会の役割である「地域福祉の推進」に取り組むにあたり、経営環境、福祉施策の動向、福祉のまちづくりの現状を踏まえながらどのように具体的事業を進めていくのか各市町村社協が考え、策定するものとなっています。

中標津町社会福祉協議会では、平成28年度～令和2年度までを第5期として地域福祉実践計画を策定し、事業に取り組んできましたが、地域生活課題はより複雑化、多様化しております。そこで、第5期地域福祉実践計画を継承しつつ、様々な地域生活課題に柔軟に対応するため第6期地域福祉実践計画の策定を進めてきました。

第6期地域福祉実践計画は中標津町の最上位計画である中標津町第7期総合計画と整合性を図りながら作成しており、地域福祉の推進のため同じ将来を見据えながら事業の立案、実行に努めてまいります。

第2章 計画の「ないよう」

基本 目標

あなたとつながり安心できる生活のお手伝い

本計画が終了する令和7年度、社協が考える理想の地域の形として上記目標を設定しました。伴走型支援と言われるように中標津町で暮らす「あなた」とつながりながら、個別支援と地域支援を両立させ、安心できる生活の構築を目指し、計画を策定、事業に取り組んでいきます。

第6期地域福祉実践計画 実践項目

◆第5期地域福祉実践計画から継続した項目

◇第6期地域福祉実践計画から新規に盛り込んだ項目

◆福祉まるごと相談の実施

各関係機関と連携をとりながら福祉に関する相談の窓口として様々な相談に対応します。
また、相談者一人ひとりに合わせて定期的に「安心つながり訪問」を実施し、地域住民に協力を求めながら継続した支援を行います。

◇介護予防・地域支援事業（ともぞう倶楽部）の実施

中標津町から委託を受け、介護予防を目的とした自由に参加できる集いの場を設け、元気を保つための支援を行います。また、移動支援や買い物支援、さらには子どもや障がいを持つ方などの参加を目指し、地域活動への支援へとつなげていきます。

第2章 計画の「ないよう」

◆災害ボランティアセンター設置・運営の検討

災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを作成し、運営訓練など災害に備える取り組みを行い、災害ボランティアセンターの設置について検討します。

◆生活福祉資金の貸付および貸付世帯への支援の実施

北海道社会福祉協議会が実施している生活福祉資金の相談窓口の役割を担います。

借受人に対しては民生委員と協力して償還指導および継続した相談支援を行います。

◆福祉資金貸付の実施

福祉事務所の要請により、緊急または不時の出費のため困窮する世帯に対し福祉資金の貸付けを行います。

◇生活困窮者等に対する安心サポート事業の実施

生活困窮者に対して、相談支援や現物支給による経済的援助を行います。

◆中標津町社協ボランティアセンターの運営

ボランティア希望者と活動者のマッチングやボランティア保険の手続き、ボランティアに関する相談や活動の支援を行います。

◆ふれあいいきいきサロンへの支援

高齢者が気軽に外出し、生きがいをもてるふれあいいきいきサロンに対して支援を行います。

◆福祉関係団体への助成

福祉に関係する団体活動の活発化を図るため、活動を実践している団体の事業に対して助成を行います。

◆法人後見の受任

法人として成年後見の受任を行い、本人の意思を尊重しながらその人らしい生活を送れるように身上監護と財産管理を行います。

第2章 計画の「ないよう」

◇中標津町成年後見支援センターの運営

中標津町の委託を受け、判断能力が不十分な方の生活や財産管理に関する困りごとについての相談支援や成年後見制度の普及啓発、市民後見人の養成、権利ようごサポーターズ・はぁーとの会との連携協力などを行います。

◆日常生活自立支援事業の実施

北海道社会福祉協議会からの委託により、判断能力に不安のある方が地域において自立した生活が送れるように、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行います。

◇福祉サービス利用援助事業の実施

施設入所されている方や判断能力はあるが支援が必要な方など日常生活自立支援事業にあてはまらない方を対象として、福祉サービスの利用にかかる日常的な金銭管理等の支援を行います。

◆介護保険法におけるサービスの実施

訪問入浴：利用者様の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ入浴の介護を行います。

居宅介護支援：現在の利用者様が可能な限りその居宅において、有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう配慮し、心身の状況、環境に応じ、利用者様の選択に基づき適切なサービスが多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行います。

◆障害者総合支援法におけるサービスの実施

居宅介護：利用者様が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、身体その他の状況および環境に応じて入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

重度訪問介護：重度肢体不自由であり常時介護を必要とする利用者様が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、身体その他の状況および環境に応じて、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

同行援護：視覚障害により移動に著しい困難を有する利用者様の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出先において必要な視覚的情報の支援、外出時に必要になる移動の援護、排泄・食事等の援助を行います。

第2章 計画の「ないよう」

訪問入浴：中標津町障害者地域生活支援事業に基づき、身体障害により自宅の浴槽での入浴が困難な利用者の身体その他の状況に合わせて入浴の援助を行います。

◆出前講座の実施

団体や学校、企業などの希望により、福祉に関する講座を行います。

◆広報活動の実施

福祉に関する情報提供と社協の理解を深めるために、社協だよりやホームページ、ブログ等を活用して情報を発信します。

◆各機関との関係づくり

相談への対応や地域課題の把握、または解決に向けて各機関との関係づくりを行います。

◆苦情受付担当者、第3者委員等の設置

苦情受付担当者、第3者委員、組織健全化委員会を設置し、組織の適正な運営を図ります。

◆中標津町総合福祉センターの管理

中標津町より委託を受け、「中標津町総合福祉センター（プラット）」を適正に運用し、維持管理に努めます。

◆財政の運営

実践計画に沿った事業展開を進めていくため、効果的な財政の運営に努めます。

◆役員・評議員・職員の資質向上

研修の機会を確保し、役員・評議員に法人運営の理解と涵養を図るとともに、職員の福祉専門職としてのスキルアップを図り、地域から信頼される社協職員を目指します。

◆社会福祉功労者への顕彰

町内の社会福祉増進に寄与した方や社会福祉活動に協力、援助した方に対して顕彰を行います。

第2章 計画の「ないよう」

◆中標津町共同募金委員会の事務

中標津町共同募金委員会から受託し、事務を行います。

◆中標津町老人クラブ連合会の事務

中標津町老人クラブ連合会から受託し、事務を行います。

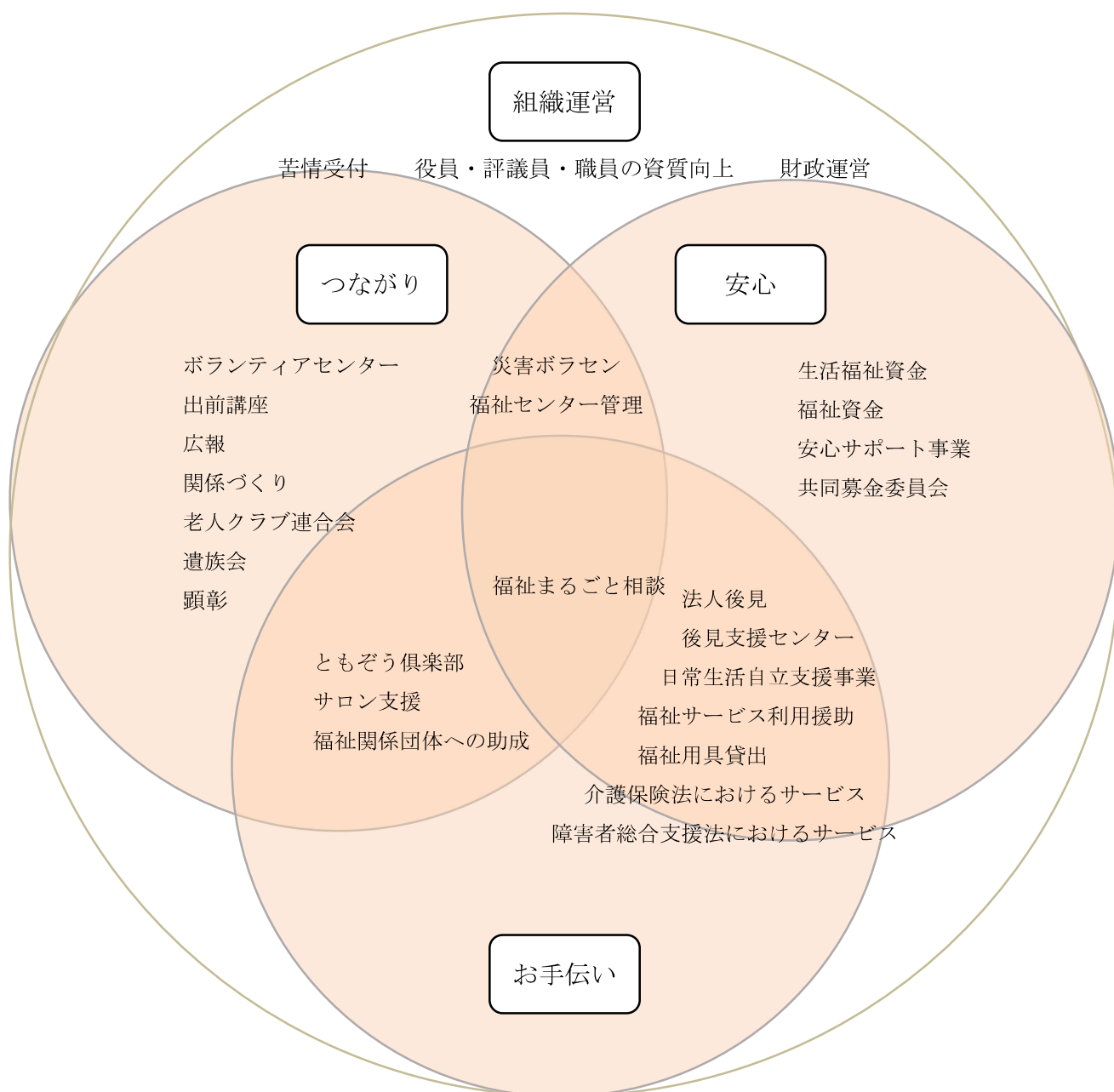
◆中標津町遺族会の事務

中標津町遺族会から受託し、事務を行います。

◆福祉用具および備品等の貸出

福祉用具等を必要とされている方へ短期的に貸し出し、在宅生活に役立てていただきます。
また、団体や学校等へ貸し出すことで地域福祉活動のために使用していただきます。

<第6期地域福祉実践計画 イメージ図>



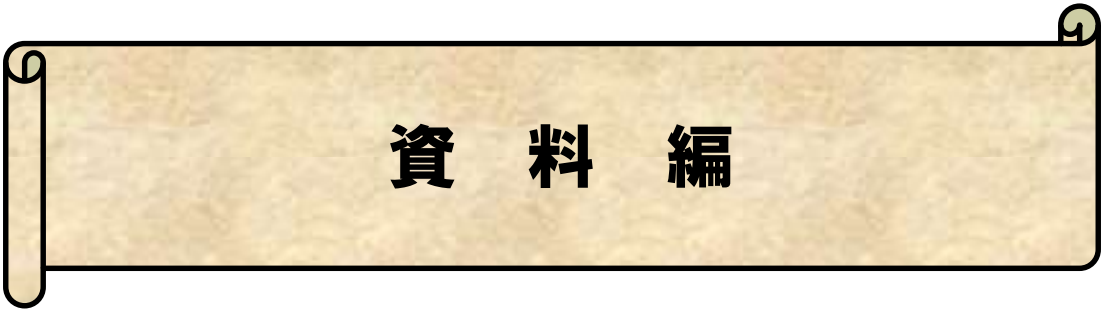
第3章

計画が「できるまで」

実践計画策定のために開催した各会議や懇談会等

令和元年12月24日	第1回職員会議
令和2年1月14日	第2回職員会議
令和2年1月21日	第3回職員会議
令和2年2月6日	第4回職員会議
令和2年2月20日	第5回職員会議
令和2年3月10日	第6回職員会議
令和2年3月12日	第7回職員会議
令和2年3月19日	第8回職員会議
令和2年3月26日	第9回職員会議
令和2年4月14日	第10回職員会議
令和2年4月21日	第11回職員会議
令和2年4月28日	第12回職員会議
令和2年5月12日	第13回職員会議
令和2年5月21日	第14回職員会議
令和2年6月4日	第15回職員会議
令和2年7月2日	第16回職員会議
令和2年7月10日	第17回職員会議
令和2年7月16日	第1回策定委員会
令和2年8月3日	第18回職員会議
令和2年8月17日	第19回職員会議
令和2年9月15日	第20回職員会議
令和2年9月29日	第21回職員会議
令和2年10月6日	第22回職員会議
令和2年10月9日	第23回職員会議
令和2年10月27日	第24回職員会議
令和2年11月17日	第25回職員会議
令和2年11月25日	第26回職員会議
令和2年12月11日	第27回職員会議

令和2年12月15日	第28回職員会議
令和2年12月17日	第29回職員会議
令和2年12月22日	第30回職員会議
令和2年12月25日	第31回職員会議
令和2年12月29日	第32回職員会議
令和3年 1月12日	第33回職員会議
令和3年 1月19日	中標津町役場（福祉課、介護保険課）との意見交換
令和3年 1月28日	第2回策定委員会
令和3年 2月16日	理事会へ計画原案提案、承認
令和3年 2月26日	評議員会へ計画原案提案、承認



資料編

第 6 期地域福祉実践計画策定・評価要綱

第 6 期地域福祉実践計画策定・評価委員会設置要綱

第 6 期地域福祉実践計画策定委員名簿

第6期地域福祉実践計画策定・評価要綱

1 趣 旨

第5期地域福祉実践計画（平成28年度～令和2年度）の継承と発展および見直しを行い、令和3年度に策定が予定されている第7期中標津町総合計画（予定）と整合性を図り、新たな地域福祉づくりに向けた実践計画を策定するとともに、単年度ごとに評価を行い、必要な場合は見直しを行う。

2 実施主体 社会福祉法人 中標津町社会福祉協議会

3 策定期間 令和2年度

4 計画期間 令和3年度から令和7年度の5年間

5 計画内容

基本目標等を設定し、第5期地域福祉実践計画の継承と発展および見直しを行うとともに第7期中標津町総合計画（予定）と整合性を図り、計画を策定する。

6 策定方法

- （1）地域福祉実践計画策定・評価委員会を設置し、計画策定・評価の協議を行う。
- （2）第5期地域福祉実践計画の継承と発展および見直しを行う。
- （3）第7期中標津町総合計画（予定）と連携を図る。
- （4）職員による計画策定作業チームを編成し、情報収集および研究協議を行う。
- （5）策定・評価委員会で協議した計画案を本会理事会・評議員会で議決し決定する。
- （6）単年度ごとに評価を行い、必要に応じて見直しを図る。
- （7）策定・評価委員会で協議した単年度事業の評価および計画の見直し案を本会理事会・評議員会で議決し決定する。

7 所 管

所管は、社会福祉法人中標津町社会福祉協議会地域福祉課 総務・管理係とし、本会職員全体で実践計画策定を進める。

8 そ の 他

本要綱は、基本的な指針を示すものであり、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長と策定委員会委員長が協議のうえ定める。

附 則

この要綱の効力は、令和2年4月1日から施行し、第6期地域福祉実践計画期間の最終年度分評価が終了するまでとする。

この要綱は、令和2年11月13日一部改正し、令和2年4月1日から施行する。

第6期地域福祉実践計画策定・評価委員会設置要綱

1 設置目的

第6期地域福祉実践計画策定要綱に基づき、計画策定および評価の協議を行うために、第6期地域福祉実践計画策定・評価委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

2 業 務

策定・評価委員会の業務は、基本目標等を設定し、第5期地域福祉実践計画の継承と発展および見直しを行うとともに、第7期中標津町総合計画（予定）と整合性を図り、計画を立案し、その評価および見直しを行う。

3 構 成

- (1) 策定・評価委員会の委員は、本会理事をもって構成する。
- (2) 策定・評価委員会には、委員長1名、副委員長2名を置く。
- (3) 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- (4) 委員長は、策定・評価委員会の議長となり、会務を統括する。
- (5) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

4 任 期

策定・評価委員の任期は、第6期地域福祉実践計画期間の最終年度分評価が終了するまでとし、任期途中に委員の交代があった場合、前任者の残任期間とする。

5 会 議

- (1) 委員長は、必要に応じて会議を招集する。
- (2) 策定委員会は、必要に応じて「計画策定作業チーム」に関係者からの意見聞き取りおよび情報収集をさせることができる。

6 庶 務

委員会の庶務は、社会福祉法人中標津町社会福祉協議会地域福祉課総務・管理係が行う。

7 経 費

策定・評価委員会に係る経費は、社会福祉法人中標津町社会福祉協議会が負担する。

附 則

この要綱の効力は、令和2年4月1日から施行し、第6期地域福祉実践計画期間の最終年度分評価が終了するまでとする。

この要綱は、令和2年11月13日一部改正し、令和2年4月1日から施行する。

第6期地域福祉実践計画策定・評価委員名簿		
役 名	氏 名	選 出 区 分
委員長	乾 雅 晴	地域代表
副委員長	須 崎 智	地域代表
副委員長	松 田 吉 正	民生委員児童委員
	渡 部 徳 樹	学識経験者
	木 村 之 弘	社会福祉法人
	二 瓶 隆 司	本会職員
	菊 池 勤	地域代表
	武 田 文 子	ボランティア団体
	澤 向 憲 一	地域代表
	秋 山 俊 彦	地域代表
	山 本 幸	社会福祉法人等



道内社協イメージキャラクターの愛称

ほっとちゃん

道内社協キャッチフレーズ

北のまちから あったかハート

社会福祉法人 中標津町社会福祉協議会

〒086-1110 標津郡中標津町西10条南9丁目1番地4

中標津町総合福祉センター プラット

電話 (0153) 79-1231 Fax (0153) 79-1233

URL <http://www.plat.or.jp>